

小規模企業共済制度におけるこれまでの震災対策

小規模企業共済制度においては、災害によって被害を受けた共済契約者又はその関係者の資金繰りを支援するため、これまでに以下のような対策を実施。

【第1弾】平成23年3月11日

- ① 災害によって直接・間接に被害を受けた共済契約者等に対して、原則即日・低利で融資を行う「災害時貸付」を適用。
- ② 共済掛金の納付や貸付金の返済支払いを猶予。
- ③ 共済金の支払実行を迅速化。
- ④ 手続に必要な書類を喪失した場合への便宜。

【第2弾】平成23年3月18日

- ① 第1弾で措置した「災害時貸付」について、貸付金利の無利子化、貸付限度額の引き上げ、据置期間(12ヶ月)の設定等、更なる条件緩和を実施。
- ② 資材等の流通難、風評被害等の影響によって1月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる契約者に対して、「緊急経営安定貸付」を適用。

[貸付条件]

災害時貸付

貸付金利 : 無利子(※間接被害については、0.9%)
貸付限度額 : 2,000万円
貸付期間 : 500万円以下は4年
 505万円以上は6年
据置期間 : 12ヶ月
担保・保証人 : 不要

緊急経営安定貸付

貸付金利 : 0.9%
貸付限度額 : 1,000万円
貸付期間 : 500万円以下は3年
 505万円以上は5年
担保・保証人 : 不要

【第3弾】平成23年5月13日 (今般講じた対策)

本人に次いで共済金の支給を受ける権利を有する者(配偶者、子、父母等の関係者)からの申出があった場合に、擬制死亡(死亡したものとみなされること)の手続を待たず、また、共済契約者本人の意思が不明のまま共済契約を解除することなく、掛金総額の一定割合(7割~9割)に相当する額をお渡しすることによって、被災された共済契約者と生計維持関係にあった関係者の資金繰りを支援。

(その他の対策)

- ① 中小企業基盤整備機構の現地支援拠点「中小企業復興支援センター」(盛岡市・仙台市・福島市)に、共済制度に関する各種相談に対応する窓口を設置(盛岡市・仙台市(3月31日)、福島市(4月1日))
- ② 被災地の共済契約者からの相談に対して、被災地域専用フリーダイヤル「0120-577-266」を開設(4月4日)